

見 解 書

— 東京都渋谷地区清掃工場建設事業 —

平成9年6月

東 京 都

1 総括

1.1 事業者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称

名称：東京都渋谷地区清掃工場建設事業

種類：廃棄物処理施設の設置

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は、表 1.3-1のとおりである。

表 1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建設	所在地	東京都渋谷区東一丁目地内	
	面積	約 9,150㎡	都市計画決定対象区域（区域の内訳は、工場等の施設を設置する施設計画部分が約 8,450㎡、道路整備部分が約 450㎡、区道上空占用部分が約 250㎡である）
	工事期間	平成10年度（予定）～平成13年度（予定） （試運転稼働：平成12年度予定）	
	工場稼働年度	平成13年度（予定）	
	処理能力	可燃ごみ 200トン/日 （焼却炉 200トン/日・炉×1基）	
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約44.5m	
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約 150m	
	その他	人工地盤、構内道路等	
関連工事	区道	区道整備	

1.4 評価書案に対する主な意見と事業者の見解の概略

評価書案に対して、都民の意見書が 4,682件、関係区長として渋谷区長、港区長及び目黒区長から意見が出された。また、公聴会においては公述人24人から意見が述べられた。それらに対する事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>大気汚染 〔環境基準〕</p> <p>①現在でも、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などは、環境基準を大幅に超えている。深刻な被害が発生しているのに、渋谷地区清掃工場が建てば、今まで以上の住民の健康への被害をもたらす。</p> <p>②本事業から発生する大気汚染については量的にそれに見合う汚染を道路交通からの発生量の抑制等、他の発生源で削除すべきである。</p> <p>③並木橋周辺は、交通量が多く排気ガスが基準より上まわっている。その上、200台以上の車の出入があることは、交通渋滞および人体にも大変悪い。</p>	<p>一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の平成6年度の調査結果によれば、二酸化いおう及び一酸化炭素は、都区部の全測定局で環境基準が達成されているものの、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びオキシダントについては、多くの測定局で未達成の状況となっており、平成7年度の達成状況もほぼ同じ水準で推移しています。</p> <p>窒素酸化物と浮遊粒子状物質の排出量の約7～8割が移動発生源である自動車によるものであり、大気汚染を改善するうえで、自動車排出ガス対策が重要な課題となっています。このため都は、「東京都環境管理計画（平成4年5月改定）」、「東京都自動車公害防止計画（平成6年度改定）」及び「浮遊粒子状物質削減計画（平成8年度策定）」を策定して自動車排出ガスによる窒素酸化物及び浮遊粒子状物質等の削減に取り組んできました。</p> <p>さらに平成9年3月には、「東京都環境基本計画」を策定し、「生活都市東京構想」を踏まえ、低公害車70万台の普及促進、自動車交通量抑制対策の推進、浮遊粒子状物質の削減対策の推進等を重点施策として大気汚染物質の削減を図ることとしています。</p> <p>都の清掃事業においても、ごみ収集車に低公害車を導入するほか、清掃工場には、最新の公害防止設備を設置するとともに、法規制値より厳しい自己規制値を設定して、これを遵守する等の対策を講じ、総体として都の大気汚染の改善に努めています。</p> <p>渋谷地区清掃工場は、ばいじん、塩化水素、いおう酸化物及び窒素酸化物等の大気汚染物質の削減対策として、ろ過式集じん設備及び触媒脱硝設備等の最新の公害防止設備を設置するとともに、法規制値より一段と厳しい自己規制値を設定し、これを遵守してまいります。</p> <p>また、清掃車両の運行についても、複数の走行ルー</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
	<p>トによる分散化や待機スペースの確保等により周辺交通への影響を最小限に止める計画としています。</p> <p>渋谷地区清掃工場は、このような公害防止対策を講ずることにより、大気汚染物質の削減に最大限努力してまいります。</p>
<p>〔複合影響〕</p> <p>目黒清掃工場と、渋谷地区清掃工場予定地とは、わずか1.7kmの距離にあり、これでは両工場に挟まれた地区は、両工場から複合的に汚染物質を浴びることになる。</p> <p>2か所をあわせた影響を評価すべきである。バックグラウンドとしての評価では不十分であると考えます。</p>	<p>渋谷地区清掃工場の環境影響評価書案の作成に当たっては、建設予定地を中心に半径約5km圏内の一般環境大気測定局のデータ（平成4～6年度）を基に、バックグラウンド濃度を設定しています。</p> <p>バックグラウンド濃度は、現状の環境濃度であり、この中には周辺工場・事業場からの排出ガス等の影響が含まれています。</p> <p>このことから、既に稼働している目黒清掃工場の煙突排出ガスの影響は、バックグラウンド濃度の中に十分反映されたものとなっています。</p> <p>これに新たな渋谷地区清掃工場分としての影響を加え評価しています。</p>
<p>〔ダイオキシン類対策〕</p> <p>平成2年12月策定の厚生省“ダイオキシン類発生防止等ガイドライン”を踏まえて排出濃度をガイドラインで示されている期待値0.5ng/N^m程度以下とするとしているが、平成9年1月厚生省は“ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン”を新たに策定し、基準値を0.1ng-TEQ/N^m以下としました。新たなガイドラインの基準により、対策を行うべきです。</p>	<p>厚生省は、平成9年1月、これまでの「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン（旧ガイドライン）」を見直し、新たに「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（以下「新ガイドライン」という。）」を策定しました。</p> <p>渋谷地区清掃工場は、この新ガイドラインに基づき以下に示す計画とします。</p> <p>(1)排出ガス対策について</p> <p>新ガイドラインに適合した焼却炉設備や排ガス処理設備を設置するとともに、適切な燃焼管理等により、煙突から排出されるダイオキシン類の排出濃度を新ガイドラインに示されている基準値0.1ng-TEQ/N^m以下とします。</p> <p>①焼却炉設備について</p> <p>焼却炉設備は、新ガイドラインに示された燃焼条件が確保できる構造とし、適切な燃焼管理によりダイオキシン類の発生を抑制します。</p> <p>②排ガス処理設備について</p> <p>集じん設備、吸着除去法及び分解除去法を組み合</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
	<p>わせることによりダイオキシン類の除去処理を行います。</p> <p>③施設運営について 施設の運営に当たっては、適正負荷による運転や連続運転の継続に努めるとともに、排出ガス中のダイオキシン類濃度を定期的に測定し、その結果を公表します。測定頻度は、年1回を原則とします。</p> <p>(2)集じん灰の処理について 集じん灰の処理については、工場敷地外に別途計画する灰溶融施設へ搬送し、ここで溶融固化する計画とします。</p> <p>灰の溶融固化が、灰に含まれるダイオキシン類をほぼ完全に分解することや灰の減容化により最終処分場の延命化が図れることから、灰溶融施設の導入について、学識経験者から構成する「灰溶融施設導入検討委員会」を設置し、検討してきました。</p> <p>今後、この検討結果を踏まえ導入する計画とします。</p>
<p>悪 臭 予定地付近での現況調査での臭気濃度（基準値＝15未満）は、下水臭や油臭で15/16/28/21/29/28と大幅に東京都公害防止条例の基準値を超えている地点があります。事業者側は、工場汚水をろ過施設などで対応する旨のべているが、現状の悪臭原因の一部である、下水と工場排水との化学反応が、人体に悪影響をおよぼす可能性があります。</p>	<p>工場排水は、凝集沈殿槽及びろ過装置等で構成される污水处理設備により、下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道に放流するため、工場からの排水による下水臭や油臭などの問題や人体への悪影響などは生じないものと考えます。</p> <p>工場の稼働に当たっては、ごみパンカ内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにするとともに、プラットフォームの出入口には、エアーカーテンや自動扉を設置するなどの悪臭防止対策を講ずることで法律や条例に基づく規制基準を遵守し、万全を期してまいります。</p>
<p>騒 音 建設時の建設機械の騒音については、壁に挟まれれば騒音は減衰しますが、見通し地</p>	<p>建設機械の音響レベルは110dB(A)ですが、音源の位置から10m離れた位置では90dB(A)、20mでは84dB(A)と距離により音のエネルギーは、音源を離れるにしたがって減衰していきます。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>点では殆ど減衰するところか、かえって反射等により増幅されます。</p> <p>建設機械の最高騒音は、110dB(A)ですべての建設機械が100dBを超えています。</p> <p>騒音対策について真剣に検討するべきです。</p>	<p>工事に当たっては、距離による減衰の効果と遮音効果のある仮囲いにより騒音を低減します。</p> <p>敷地境界では、東京都公害防止条例に基づく建設作業騒音の勧告基準(80dB(A))以下にします。</p> <p>反射音に関しては、現地の建物等構造物の配置から、その影響は少ないものと考えます。</p> <p>なお、建設工事には、可能な限り低騒音の建設機械及び工法を採用します。また、建設機械類の配置について1か所で集中稼働することのないよう、事前に作業計画を検討するなどの対策を講じてまいります。</p>
<p>振動</p> <p>工場稼働時の振動について、評価書案では、工場の稼働が通常の状態に達した時点(平成13年度)とし、評価は一切していません。社会問題になっている低周波空気振動を含めた予測評価がない環境影響評価書案は、不備であります。</p>	<p>清掃工場稼働時の振動については、評価書案で評価しており、「振動規制法」に定める特定工場等及び「東京都公害防止条例」に定める工場に係る振動の規制基準を、十分下回っています。</p> <p>(環境影響評価書案332ページ参照)</p> <p>低周波空気振動については、既に稼働している東京都光が丘清掃工場及び葛飾清掃工場の調査結果から、工場設備等からの低周波空気振動の影響はなく、予測評価項目に選定しませんでした。</p> <p>(環境影響評価書案資料編45～61ページ参照)</p>
<p>地盤沈下、地形・地質</p> <p>渋谷清掃工場は、渋谷川沿いの低地に建設される予定である。ここは、東西方向の台地より5～10m低い。ここに18m掘り下げて構築物を作ると、地下水の流動方向から、西側からの地下水の流れが塞ぎ止められ、東側の水位が下がって、建設予定地の東側で地盤沈下の恐れがある。建設完了後の地盤沈下の予測・評価を行うべきである。</p>	<p>建設予定地周辺における地下水の流動は、構築される地下構造物の規模(約61m×53m)が、建設予定地の地下に形成されている地下水谷(約400m)に比べて小さく、局所的であるとともに、地下水の供給は、谷筋のいたるところから行われていることから、地下水の流動方向や地下水位に対する影響はないものと考えています。</p> <p>なお、事後調査において、工場周辺の地盤沈下及び地下水位の状況について監視してまいります。</p>
<p>電波障害</p> <p>電波障害対策について「共</p>	<p>渋谷地区清掃工場の建築物等により、電波障害が発生することが予測される地域には、電波障害対策を実</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>同受信施設等」の電波障害対策を実施するとしているが、もっと具体的に対策内容を列挙、明示すべきである。着工後は、クレーン回転によるフラッター現象が、建物完成後の反射障害よりも実害があるのではないかと懸念される。本事業は公共施設であり、影響範囲もそれほど広くはないので、積極的に受信電波の有線化を推進するか、ないしは補助しては如何であろうか。</p>	<p>施します。</p> <p>また、建設工事に起因する電波障害については、工事の進捗にあわせて、電波障害の状況調査を行い、共同受信施設等による改善対策について関係者と協議し、速やかに対策を講じてまいります。</p>
<p>景観</p> <p>評価書案は、景観について指定地域全体について論じているが、予定地と北側住民の間は2.6mしか離れておらず、二階部分に相当する誘導路など、その圧迫感は計り知れない。直近の住民への影響についての評価を行うべきである。</p>	<p>建設計画に当たっては、隣接する北側地域の影響を配慮し、工場棟の建物高さを約44.5mに抑えるとともに、建物形状についても階段状とする等の対策を講じ、量感や圧迫感の減少に努めています。</p> <p>また、搬出入路の人工地盤についても位置、高さ及び構造等、北側隣接地域に配慮した計画としています。</p> <p>さらに敷地周辺部及び屋上の緑化によって、圧迫感を和らげる効果が期待できると考えています。</p>
<p>その他</p> <p>〔資源循環型清掃事業〕</p> <p>地球温暖化防止など環境保全のための模索が地球的規模でなされている。わが国も脱焼却リサイクル社会に移行して地球環境の保全を図るべきである。また、東京都も今年2月発表の生活都市東京構想で、循環型社会を目指すことをうたっている。清掃事業も「燃やす」「埋める」中心の処理方式から資源循環型に転</p>	<p>地球温暖化やオゾン層破壊等の地球環境問題への関心が高まりつつある中で、平成4年に「地球サミット（環境と開発に関する国連会議）」が開催され、持続可能な開発のための行動計画（「アジェンダ21」）が取り決められました。</p> <p>都においても、都市・生活型公害や地球環境問題等の今日の環境問題に対応するとともに、自然とのふれあいや快適性（アメニティ）に対する都民のニーズに積極的に応えていくため、東京都環境基本条例を制定しました。同条例に基づく「東京都環境基本計画」や、「生活都市東京構想」では、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を極力抑制するとともに、再生利用や有効利用にも努め、最終的な排出物について</p>

主 な 意 見 の 要 旨	事 業 者 の 見 解 の 概 略
<p>換し、まずゴミを減らし、資源として見直すことを考えていく必要がある。</p>	<p>も、環境への負荷を少なくして自然のサイクルに戻していくという「循環型社会」を形成し、持続的な発展が可能な都市の実現を目指すこととしています。</p> <p>ごみ処理に関して、これまでも都は、同様の立場から、ごみの発生抑制、資源化、減量化のための施策を積極的に推進していますが、それでもなお、排出されるごみについては、適正な中間処理により、無害化や減量・減容化を図る必要があると考えています。</p>
<p>〔減量化・リサイクル〕</p> <p>いま私たち都民が清掃事業に当たって一番望んでいることは、限りある資源を大切に使い地球にやさしい環境をつくることであり、そのために、ごみの減量・リサイクルを徹底してほしい。</p>	<p>平成3年10月に、都民・事業者・行政の代表者で構成する「東京ごみ会議」は、「ごみ減量化行動計画」を策定しています。この計画では、ごみの発生抑制、リサイクルの推進、ごみ処理過程での再資源化の促進を3原則として、生産・流通・消費・廃棄の全ての段階でのごみ減量を図ることとしています。</p> <p>都は、これまで、「東京スリム」キャンペーン等の広報普及事業、リサイクルセンターの整備、資源ごみ収集などの事業を行ってきました。また、新たに、「ごみ減量のための『東京ルール』を考える懇談会」を設置し、その提言を受け、平成9年4月から都民及び販売事業者の協力を得て、ペットボトルの店頭回収を開始するとともに、平成9年6月から「週1回・資源回収の日」を設ける資源回収モデル事業を一部地域で実施しています。</p> <p>さらに、事業者による自己回収の促進を図るなど、今後ともごみ減量・リサイクルに努めます。</p>
<p>〔清掃工場の建設〕</p> <p>東京都が96年度に「東京都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」を改定したが、その中の重点的に整備すべき公共施設の整備方針、概ね5年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとすると決められたごみ処理施設の中に、渋谷地区清掃工場</p>	<p>都市計画を定めていくに際して、都市の将来像を描くことは必要なことです。このため、市街化区域及び市街化調整区域を定めるに際して、それぞれの区域の「整備、開発又は保全の方針」を定めることとなり、区部のごみ処理施設については、主要な公共施設の整備方針の中で、可燃ごみの全量焼却を達成し、その能力を将来にわたって安定的に確保するため、ごみ焼却場の新設及び建替並びに改修を推進することとしています。この都市計画の方針に基づいて、渋谷地区清掃工場の都市計画決定の手続きを進めているものです。</p>

主な意見の要旨	事業者の見解の概略
<p>が入れられていないにもかかわらず、渋谷地区清掃工場建設事業が一方的に進められていることについて自らの方針を無視する暴挙であり、絶対に黙過できない事態であり本計画は撤回すべきである。</p>	<p>なお、都政全般にわたっての施策の方向と体系、具体的な事業を示す総合計画として、「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）－生活都市東京をめざして－」があります。この中で、清掃工場の建設・建替については、平成8年度までに可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設・建替を進めるとともに、焼却能力を増強することとしています。</p> <p>渋谷地区清掃工場については、これらに基づいて、「自区内処理の原則」を基本理念として建設を進めているものです。</p>
<p>〔交通問題〕</p> <p>清掃車は、1日に小型220台、大型7台、今でさえ渋滞している八幡通りや明治通りを使うことになる。</p> <p>明治通りの車の多いのに、この上清掃車が重なることは、交通上からも考えられません。</p>	<p>清掃車両台数は、一日延べ227台を計画しています。このうち、ごみ収集車両台数は、一日延べ220台を計画していますが、実働台数は、40～50台程度となります。</p> <p>これらのごみ収集車が午前8時から午後5時までの時間帯にかけて5～6回繰り返し搬出入することになります。</p> <p>一方、ごみ収集車の搬入台数のピークは、午前9時～10時を予定しており、一般車両による並木橋交差点のピーク時（午後3時～4時）とは、時間帯が異なるものと予想しています。</p> <p>また、八幡通りとJR側区道の二つの方向から搬入することにより、ごみ収集車の分散化を図る計画としています。</p> <p>さらに清掃工場の構内道路を人工地盤の設置により二層化し、十分な待機スペースを確保して円滑な搬出入を図る計画としています。</p> <p>このように、ごみ収集車の実働台数、搬入時間及び二方向搬入による分散化等から周辺交通への影響は、最小限に止まるものと考えます。</p> <p>なお、ごみ収集車については、今後、プレス車等の高積載車を導入する計画であり、さらにごみ収集車両台数が削減できるものと考えます。</p>

2 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

東京都は、平成7年11月に発表した「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」において、平成8年度までに可燃ごみの全量焼却を達成し、さらにその能力を安定的に確保するため、清掃工場の建設・建替を進める計画である。清掃工場の建設に当たっては、地域から出たごみは、その地域で処理するという「自区内処理の原則」を基本理念におき、負担の公平化と作業の効率化・円滑化に努めているところである。

本事業は、この施策の一環として、渋谷地区に清掃工場の建設を行い、「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」の達成を図ることを目的とする。

「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」に基づく平成7年度から12年度までの計画は、表 2.1-1に示すとおりである。

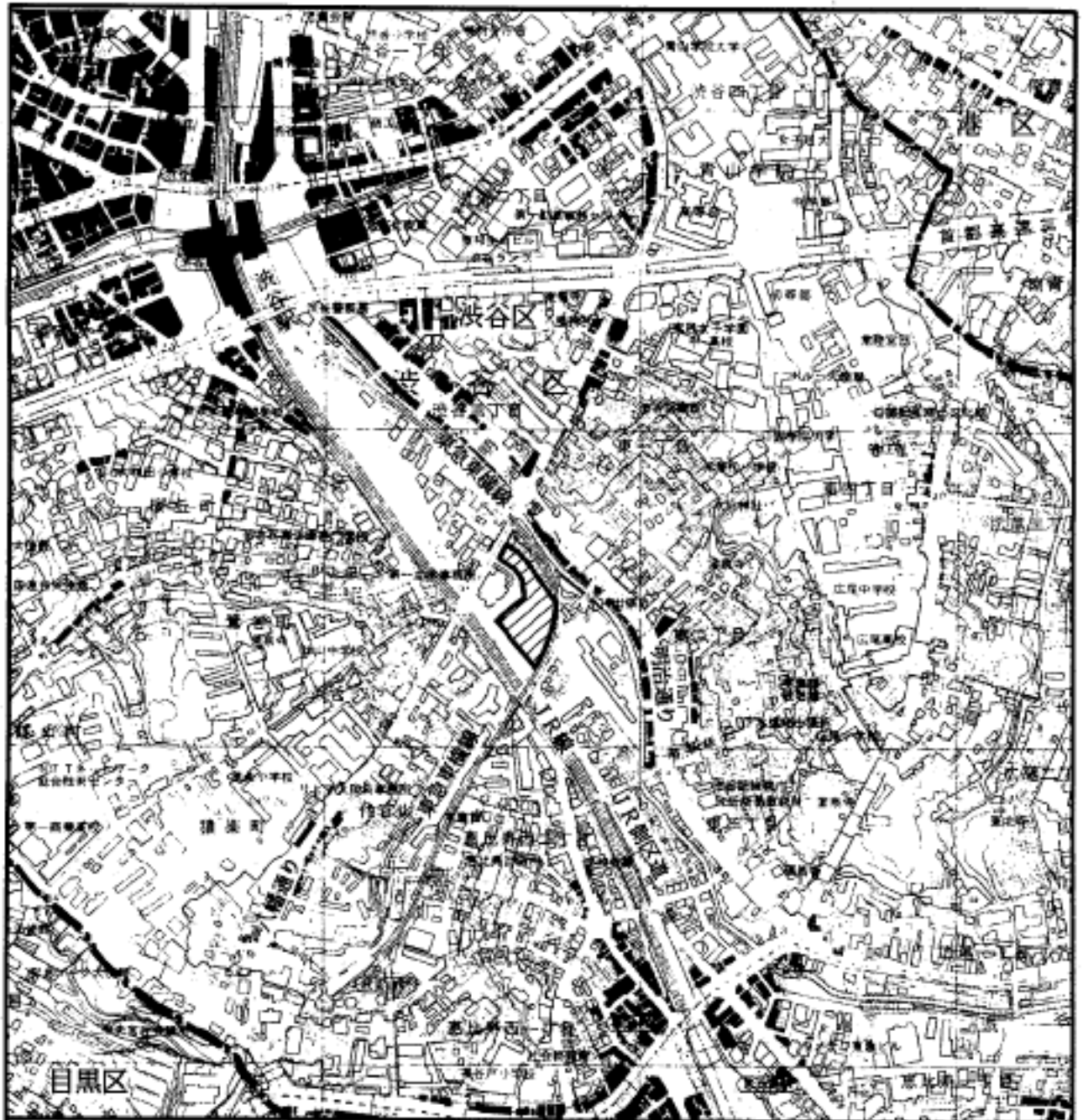
表 2.1-1 とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）に基づく事業計画

事業名	事業計画	平成6年度末 現況	平成7～12年度計画
		清掃工場の 建設・建替	

2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は、図 2.2-1に示すとおり、JR渋谷駅の南東約700mの地点でJR山手線・埼京線（以下「JR線」という。）、東急東横線及び特別区道873号線（以下「八幡通り」という。）で囲まれた場所に位置し、対象事業の区域は、図 2.2-2に示すとおりである。



凡 例


 : 建設予定地


図 2. 2 - 1

対象事業の位置



1 : 10,000

0 100 200 400m



2.2.2 計画の内容

(1) 施設配置計画

建設計画の概要は、表 2.2-1に、都市計画決定対象区域図及び施設の配置計画図は、図 2.2-3(1)、(2)に示すとおりである。

表 2.2-1 施設計画の概要

都市計画決定対象区域	施設	面積	計画の概要	
				建築物等
		付属施設	約 1,300㎡	人工地盤、洗車場等
		煙突	約 100㎡	外筒鉄筋コンクリート造、高さ約 150m 円筒形（直径約 8.5～12m）
		小計	約 5,800㎡	
部分	構内道路	約 1,000㎡		
	その他	約 1,650㎡	緑地、歩道	
	合計	約 8,450㎡		
区域	区道上空占用部分	約 250㎡		
	道路整備部分	約 450㎡		
	合計	約 9,150㎡		

ア 建築物等

主な建築物として工場棟及び付属施設、また、工作物として煙突があり、煙突の高さは約 150mである。

イ 構内道路

清掃車両の搬入・搬出ルートは、八幡通り及び特別区道547号線（以下「JR側区道」という。）からの複数搬入・搬出路とする。構内道路は、人工地盤を設け二層化し、清掃車両が周辺道路に滞留しないように配慮する。

ウ その他

敷地外周部等は、可能なかぎり緑化するものとし、その割合は、屋上緑化等を加え、施設計画面積の2割以上とする。

(2) 関連工事計画

計画区域内の区道を整備する。

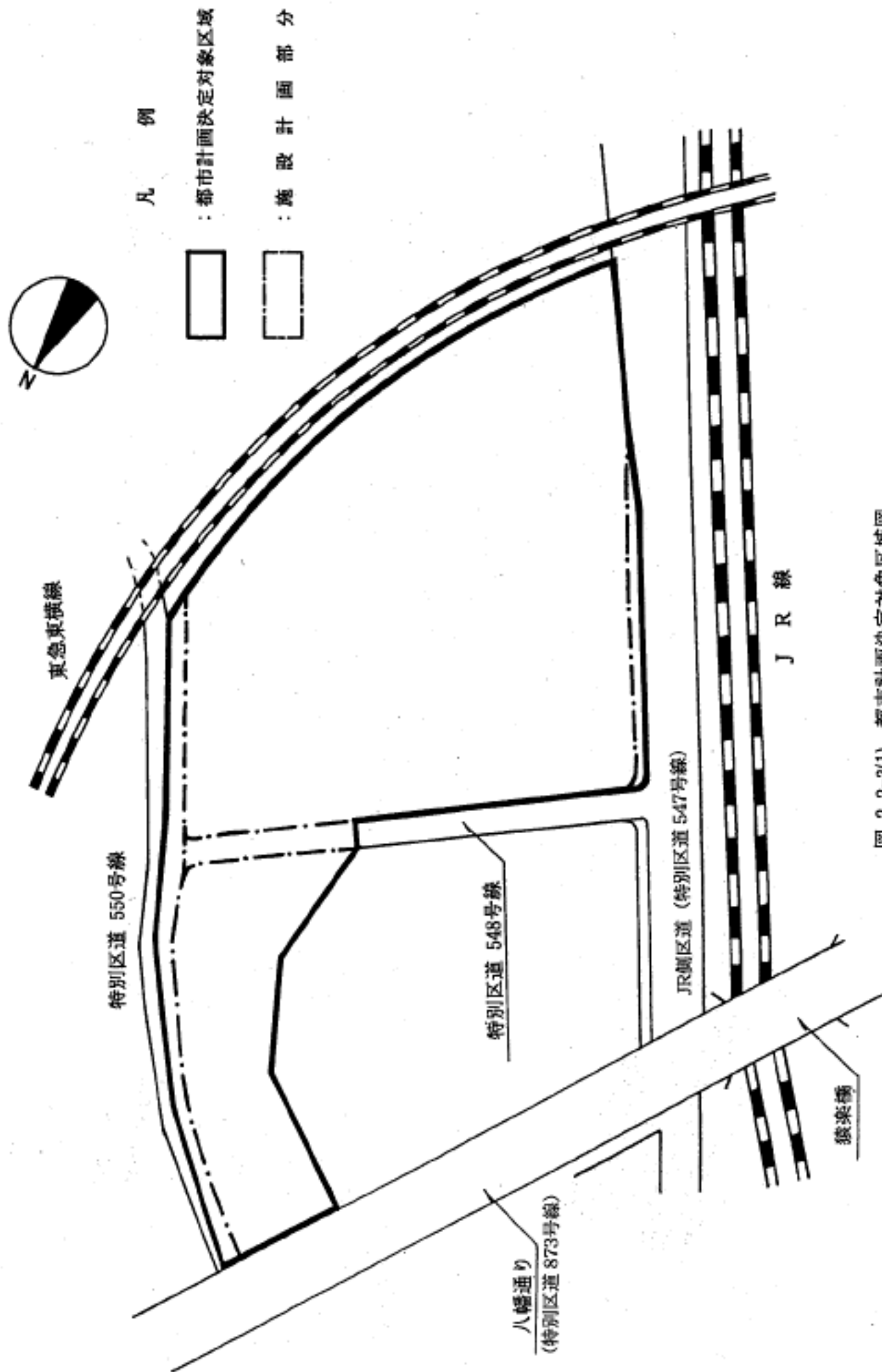


图 2.2-3(1) 都市計画決定対象区域图

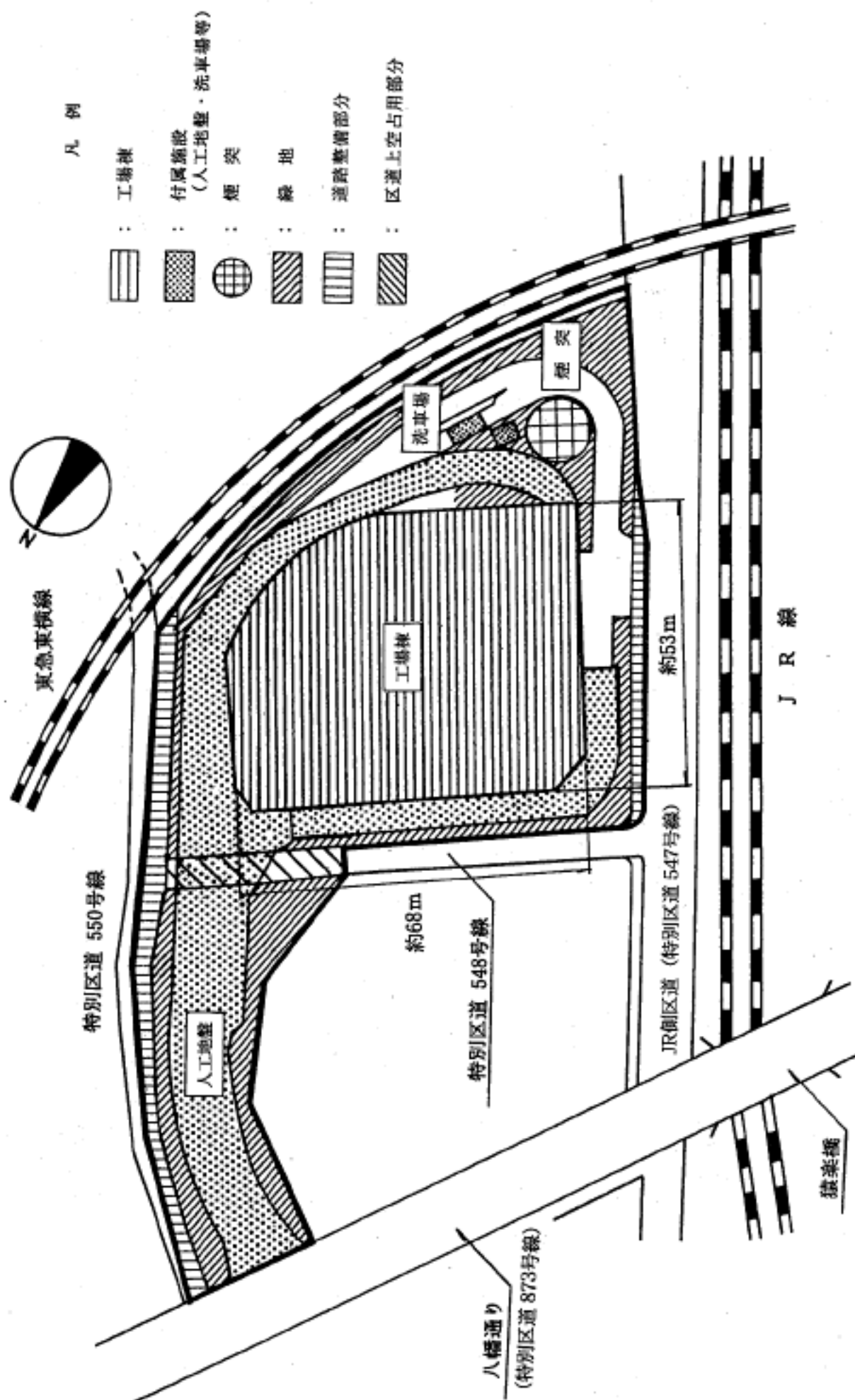


図 2.2-3(2) 配置計画図

(3) 焼却設備計画

ア 焼却設備の主要項目

焼却設備の主要項目は、表 2.2-2に示すとおり、1日 200トンの可燃ごみを焼却する設備である。

表 2.2-2 焼却設備の主要項目

項 目	焼却設備（プラント）計画の内容
処 理 能 力	200トン/日 (焼却炉 200トン/日・炉×1基)
処 理 方 法	全連続燃焼式流動床焼却炉
処理対象ごみ	可燃ごみ 最高発熱量 3,200kcal/kg
運 転 計 画	・ 1日24時間の連続運転 ・ 200トン/日焼却
搬入ごみ量	235トン/日(週6日搬入)

(4) 車両計画

ア ごみの搬入・灰等の搬出計画

(7) ごみの収集区域

原則として渋谷区内とする。

(イ) ごみの搬入及び灰等の搬出日時

月曜日～土曜日の朝8時～夕方5時。

(ロ) 車両台数

清掃車両^{*}の台数は、表 2.2-3に示すとおりである。

表 2.2-3 清掃車両の台数

(単位：台/日)

車 両		車 種	入 車 台 数		合 計 台 数
			八 幡 通 り	J R 側 区 道	
清掃	ごみ収集車	小 型	150 台	70 台	220 台
車両	灰搬出車	大 型	7 台	0 台	7 台

車 両		車 種	出 車 台 数		合 計 台 数
			八 幡 通 り	J R 側 区 道	
清掃	ごみ収集車	小 型	110 台	110 台	220 台
車両	灰搬出車	大 型	7 台	0 台	7 台

注) ごみ収集車は、新小型車(4㎡車)換算台数である。灰搬出車は、ダンプトラック(6t車)とした。

2.2.3 工事計画

工事期間は、平成10年度の着工後、約40か月を予定している。

建設工事の主な工種は、準備工事、地盤改良・山留壁・杭工事、掘削・地下く体工事、地上く体工事、設備・仕上工事、プラント工事及び道路・外構工事である。

*) 清掃車両とは、ごみ収集車及び灰搬出車をいう。

2.3 環境管理に関する計画等への配慮

2.3.1 とうきょうプラン'95 (東京都総合3か年計画)

東京都総合3か年計画は、都民の生活を重視し、都民の考え方や見方を大切にされた「生活者の視点の重視」を基本理念に「生活都市東京の創造」と「都民に身近でわかりやすい都政の実現」を基本目標に3か年に取り組む具体的な施策を明らかにしている。この計画は、①生活者の目で見ると②生活都市東京をめざす③身近な地域における施策の展開④長期的課題・広域的課題への取り組み⑤人口・経済・財政収支の見通しと3か年の計画事業費の5章から構成されている。

本事業に関連する事項として第2章 生活都市東京をめざす、第3 環境と調和した都市づくりの中で「1 資源リサイクルとごみ処理」、「4 エネルギー」及び「5 環境管理」で取り上げている。

2.3.2 東京都環境管理計画

東京都は、マイタウン東京'91「東京都総合実施計画」(平成3年11月)に基づき、平成4年5月に「東京都環境管理計画-新たな展開に向けて-」を改定した。

これは、昭和62年策定の「東京都環境管理計画」の成果を踏まえ、これまでの施策のより一層の充実を図るとともに、資源やエネルギーの消費を極力抑制し、ごみや水、都市排熱等の有効利用を促進することによって、快適な地域環境を創造し、それを通じて地球環境保全にも貢献することを目的として改定されたものである。

2.3.3 生活都市東京構想

生活都市東京構想は、「とうきょうプラン'95」を、さらに一歩進めて、生活者がつくりあげていく生活都市東京のすがたと基本理念、そして新しい時代に向けたしくみづくりを都市政策として示している。

東京都の「基本構想」として、「都民の生活を守り、支え、豊かにする。活力に満ちた生活都市東京の創造」を基本目標に、今後10年間に都が取り組むべき課題と施策の内容を総合的、体系的に明らかにしている。

今後の重点的な取り組みとして、高齢社会への備えと震災対策の推進に加え、環境と調和した循環型社会の形成、過密解消・混雑緩和・職住近接の都市政策の展開、東京に活力をもたらす産業経済の振興などを掲げている。

2.3.4 東京都環境基本計画

東京都は、東京都環境基本条例に基づき、平成9年3月に「東京都環境基本計画」を策定した。

この計画では、環境の負荷の少ない持続的な発展が可能な東京の構築を基本理念とし、「健康で安全に生活できる東京」、「都市と自然とが調和した豊かな東京」、「地球環境の保全を推進する東京」の創造を目標としている。

東京に係わるすべての主体が広範なパートナーシップを築き、共に行動するための新たなしくみや施策などを明らかにしている。

重点施策としては、生活都市東京構想を踏まえ、「低公害車70万台の普及の促進」及び「浮遊粒子状物質の削減対策の推進」等を掲げている。

2.3.5 計画等への配慮事項

渋谷地区清掃工場の建設計画に当たっては、「とうきょうプラン'95（東京都総合3か年計画）」及び「東京都環境管理計画」の基本方針を十分考慮し、環境保全上の見地から表2.3-1に示す事項について配慮した。

表 2.3-1 環境管理に関する計画に配慮した事項

東京都環境管理計画の内容	配 慮 事 項
<p>(1)公 害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染 ①事業活動に当たっては、省エネルギー対策、エネルギーの有効利用、良質エネルギーへの転換等、エネルギー利用の面から大気汚染物質量の減少に努めること。 ②工場・事業場は脱硝装置の設置等公害対策を講じ、小型ボイラー等はNO_x排出量の少ない機器を使用するなど大気汚染への配慮を行うこと。 ・ダイオキシン類対策 	<p>ごみの焼却により発生する熱は、廃熱ボイラーにより回収する。回収した熱は、公共施設等への熱供給用エネルギーとして使用するほか、発電機により電気エネルギーに転換し、有効に利用する。また、工場設備には、省エネルギー型の機器を設置し、エネルギー消費の節減を図る。</p> <p>ろ過式集じん設備、洗煙設備及び触媒脱硝設備等の公害防止設備を設置して大気汚染防止法等の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。</p> <p>厚生省の「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成2年12月策定）」を踏まえた計画とした。その後、平成9年1月に策定された「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（新ガイドライン）が示されたことから、今後これを基に、ダイオキシン類対策を講じていくこととした。排出ガス中のダイオキシン類については、新ガイドラインに対応した焼却設備や公害防止設備を設置するとともに適切な燃焼管理により発生抑制を図る。</p>
<p>(2)水辺と緑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の創出 事業所、公共施設、住宅等の敷地内、特に接道部の緑化を図ること。 	<p>工場敷地内の外周部及び屋上に樹木を配置し、緑化を図る。</p>
<p>(3)都市景観、歴史・文化環境</p> <p>周辺との調和を図り、地域特性に応じた特色ある街並みを創出し、美しさとゆとり、親しみと活気にあふれた都市景観の整備に努めること。</p>	<p>工場棟は、周囲の街並みに調和した形状色彩等とする。また、煙突は、量感の少ない形状で、縦方向に入れるスリットや白を基調とした色彩等で工夫し、周辺の景観との調和を図る。</p>